

平成27年度から実施される主な税制改正

個人住民税

1. 個人住民税における住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）の延長・拡充

住宅ローン控除の対象期間が平成29年12月31日まで4年間延長され、また平成26年4月1日から平成29年12月31日までに居住を開始した場合の控除限度額が拡充されます。

	現 行	改 正 後	
居住開始年月日	～平成25年12月31日	平成26年1月1日～ 3月31日	平成26年4月1日～ 平成29年12月31日(※)
控除限度額	所得税の課税総所得金額 等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額 等の5%（最高9.75万円）	所得税の課税総所得金額 等の7%（最高13.65万円）

※平成26年4月1日から平成29年12月31日までの控除限度額は、住宅に適用される消費税率が8%または10%の場合に限ります。それ以外の場合の控除限度額は、現行と同様になります。

2. 上場株式等の配当所得および譲渡所得等に係る軽減税率の廃止

上場株式等の配当所得および譲渡所得等に適用されていた軽減税率（所得税7%・個人住民税3%）が平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は本則税率である20%（所得税15%・個人住民税5%）が適用されます。



	平成26年度まで	平成27年度から
申告分離課税	3%（市民税1.8%・県民税1.2%）	5%（市民税3%・県民税1.2%）
総合課税	10%（市民税6%・県民税4%）	

※上場株式等の配当所得および譲渡所得等（源泉徴収口座の場合に限ります。）は、原則として確定申告は不要ですが、申告をした場合は、翌年度の個人住民税の税額から配当割額および株式等譲渡所得割額を控除します。ただし、申告することにより、国民健康保険税等の税額に影響する場合がありますのでご注意ください。

事業主はすべての従業員の 個人住民税の「特別徴収」の実施を

従業員の個人住民税は、法令により、事業主が従業員の給与から「特別徴収（給与から引き去り）」して、従業員のそれぞれの住所地の市町村へ納めなければならないことになっています。

これまで、給与支払報告書の提出時に、普通徴収を希望される事業主がいましたが、平成26年度から、原則、パート・アルバイトを含む

すべての従業員を対象に、特別徴収を実施していただいています。ただし、次に該当する従業員に限り、普通徴収とすることができます。

- 他の事業所で特別徴収されている従業員
- 給与が支給されない月がある従業員
- 事業専従者
- 5月末までに退職予定の従業員

軽自動車税

軽自動車税の税額が平成27年度課税分（一部平成28年度課税分）から、次の表のとおり変更になります。

表1

車種		平成26年度までの税額	平成27年度からの税額
原動機付自転車	第1種(50ccまで)	1,000円	2,000円
	第1種(50ccミニカー)	2,500円	3,700円
	第2種乙(90ccまで)	1,200円	2,000円
	第2種甲(125ccまで)	1,600円	2,400円
小型特殊自動車	農 耕 用	1,600円	2,400円
	そ の 他	4,700円	5,900円
二輪の軽自動車(250ccまで)(側車付き含む)		2,400円	3,600円
二輪の小型自動車(250cc超)		4,000円	6,000円

表2

車種		平成27年3月31日以前に最初の新規検査を受けた車両の税額	平成27年4月1日以降に最初の新規検査を受けた車両の税額	【平成28年度から適用】最初の新規検査から13年を経過した車両の税額
三 輪		3,100円	3,900円	4,600円
四輪以上	乗用	自家用	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	6,900円
	貨物	自家用	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,800円



※「最初の新規検査」とは、今までに車両番号（ナンバープレートの番号）の指定を受けたことのない軽自動車を新たに使用する時に受ける検査です。軽自動車税は、毎年4月1日現在で軽自動車等を所有している方に課税されます。軽自動車等を廃車、名義変更または住所を変更したときは、必ず手続きをしてください。なお、年度の途中で廃車または名義変更をされても、税の払い戻しはありません。

詳しくは、財務部税務室(☎84-5063)へお問い合わせください。

相続税の基礎控除の改正

平成27年1月から相続税の基礎控除が以下のとおり引き下げられました。

【改正前】

平成26年12月31日までに相続が開始した場合
5,000万円 + (1,000万円 × 法定相続人の数)

【改正後】

平成27年1月1日以降に相続が開始した場合
3,000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

●詳しくは、国税庁ホームページ

(URL <http://www.nta.go.jp/>) をご覧いただくか最寄りの税務署の電話相談センターへお問い合わせください。

問合先 鈴鹿税務署 ☎059-382-0351 (代表)

※自動音声で案内していますので「1」を選択し、次に相続税の「2」を選択してください。